

## 平成 29 年第 13 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 12 月 13 日 (水) 午後 1 時 02 分開会  
午後 3 時 31 分開会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人  
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、神本 久美、立花 有佐
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子  
教育部教育総務課長 荘川隆則  
教育部教育指導課長 中重秋登  
教育部生涯学習課長 花田譲二  
教育部教育総務課総務係長 宗綱秀臣  
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 2 議案第 63 号 庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正  
について  
日程第 3 議案第 64 号 庄原市中学校クラブ通学補助金交付要綱の一部改正  
について  
日程第 4 議案第 65 号 庄原市指定文化財の指定について  
日程第 5 議案第 66 号 平成 30 年度使用特別支援学級用教科用図書採択に  
について  
日程第 6 個別報告及び協議事項  
・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画(案)について  
・登録有形文化財 瀧口家住宅について  
その他
- 教育長 ただ今から平成 29 年第 13 回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い進  
めます。

- 教育長 日程第1 教育長報告を行います。
- ・ 庄原市の読書活動の推進に関するテレビ番組の放映について
  - ・ 第3回中学校合唱コンクールについて
  - ・ 次年度の広島県「基礎・基本」定着状況調査について
- 次に、教育部長からの報告をお願いします。
- 教育部長 庄原市第2期の持続可能な財政運営プランについて
- 教育長 各課からの報告をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。
- 教育総務課長
- ・ 小中学校施設整備事業（庄原小学校改築事業）について
  - ・ 廃校施設・備品等の有効活用について
  - ・ 市議会への対応について
- 教育長 教育指導課からの報告をお願いします。
- 教育指導課長
- ・ 「学びの変革」パイロット校事業指定校について
  - ・ 児童・生徒の動向について
  - ・ 教職員の動向について
- 教育長 生涯学習課からの報告をお願いします。
- 生涯学習課長
- ・ 生涯学習・社会教育の充実について
  - ・ 子供の読書活動の推進について
  - ・ 家庭・地域と一緒に取り組む教育活動について

#### 日程第2 議案第63号 庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正について

教育長 議案第63号「庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第63号 庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する議案について説明します。本案は現要綱が平成30年3月31日で失効するため、3年間の事業成果を検証し、期間の延長と市の方針に基づいた補助金額の変更を行うため所要の改正を行うものです。

庄原市高等学校教育振興補助金交付要綱を改正する趣旨ですが、市内の小規模県立高等学校の存続に向けた学校の活性化、魅力ある学校づくり及び学力向上のための活動を支援するために、平成21年度より該当の高等学校の支援組織に対し補助金を交付して入学志願者の増加と教育振興の支援を推進しています。現行の補助金制度が平成29年度末で失効しますが、各校から制度の継続と補助金額の拡大などの要望が出されています。しかし、市の第2期持続可能な財政プランにより、事業補助金については平成30年度より29年度当初予算に対し15%削減の方針が示されており、この辺りも網羅した上での改正内容となっています。

この制度の経緯ですが、平成24年度から学校教育振興補助金として1校あたり60万円を、平成27年度からは要綱を一部改正して1校あたり100万円以内の補助金を各高校の支援組織に交付しています。取り組みの成果ですが、各校において補助金を活用して魅力溢れる学校づくりに取り組まれており、具体的には3校連携で

芸術鑑賞等の事業を開催したり、学力向上や部活動の活性化、中学校との連携強化、地域連携事業といった取り組みを通して、入学者の確保や公立大学への進学実績等を積み上げるなど、かなりの成果をあげられています。補助金の効果について検証した結果、目的に沿った活用もされていますし、各校ともかなりの成果を上げているという事で、期間を3年間延長し現行通りの補助金額を維持したかったのですが、最終的には市の方針に基づき補助金額を減額する扱いにさせていただきます。

改正の概要ですが、補助金額を15%削減して各校85万円以内とし、平成30年度から32年度まで期間を3年間延長する事としております。本告示は平成30年4月1日付けで施行する事としていますが、附則第2項の期間延長の規定は平成30年3月31日からの施行とし、この要綱が継続するようにしているところです。

教育長  
委員  
教育長

本件について、何か質疑がありますか。

(「なし」の声あり)

補助金は一律15%減額という事ですが、補足しますと学校側は継続支援の要請が出ており、事務局からも財政当局へ何度も現状維持での継続に向けて調整したのですが、結局この様な結果になったという事です。

議案第63号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

委員  
教育長

(挙手)

賛成全員ですので、議案第63号は決定されました。

### 日程第3 議案第64号 庄原市中学校クラブ通学補助金交付要綱の一部改正について

教育長

議案第64号「庄原市中学校クラブ通学補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第64号庄原市中学校クラブ通学補助金等交付要綱の一部改正について説明します。議案集に掲載された提案理由のとおり、現行の要綱における地域間・学校間・生徒間の格差解消のため、補助金額等の基準を統一し、市内全域の生徒を対象とするため、所用の改正を行うものです。

本補助金については、昨年度通学補助金交付要綱の一部改正の際に廃止の方向で協議・検討をしましたが、この補助金は本来学校の休業期間中にクラブ活動で通学する生徒の保護者に補助金を交付し、保護者負担の軽減を図る事が目的ですが、合併前の旧市町の制度を経過的に引き継いだもので、地域ごとに補助基準や補助額が異なる実態があります。近年通学実態や交通事情も変化してきた事もあり、地域間の格差を解消する必要があると判断し、補助内容の平準化を図るとともに統一的な制度の見直しを行おうとするものです。

また、昨年8月には庄原市PTA連合会からクラブ通学補助金を市内全域を対象とするよう要望書の提出があったこと、また第2期庄原市行政経営改革大綱において合併後の調整項目にあるものは統一する方向で検討すべきとの指摘があり、この件もその一環として取り組むものです。

改正の内容ですが、現制度は庄原中学校と東城中学校のみ対象とし、通学方法も

庄原中はバス又は汽車、東城中はバス又は汽車及び自転車が補助対象となっています。対象距離も庄原中は4キロ以上、東城中は6キロ以上と異なり、補助金の内容も庄原中は原則2分の1、東城中は全額または上限額等と扱いが違います。

改正案では対象は市内全中学校を対象とし、通学方法はバス又は汽車と自転車の2種類です。当初自家用車での通学も実態に合わせて補助をするように検討していましたが、庁内会議では実際の通学状況が不明な状態で補助を行うのは補助金の主旨に反するとの意見があり、最終的には2種類のみとなったところです。対象距離はバス又は汽車では4キロ以上で統一し、自転車は片道4キロ以上、6キロ以上、8キロ以上の3区分に分け、それぞれ500円、600円、700円とし、夏季休業期間中に5日以上クラブ活動のため通学した場合に補助する事としています。またバス又は汽車については、利用相当額の2分の1の額とし、東城地域では若干条件が悪くなる事が想定されます。庁内会議では現行の予算執行額の範囲内で補助を行うよう制度設計をするよう指摘があり、やむなくこういう内容になったところです。

別紙資料で平成30年度の補助対象見込み人数と補助金額について試算していますが、これまで庄原中と東城中のみの対象が他地域にも対象者が発生し、現行の2倍程度の対象者となりますが、補助金額は現行の執行額内に収まると考えています。

最後に附則についてですが、第1項でこの告示は平成30年4月1日から施行するとし、第2項経過措置として「この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市中学校クラブ通学補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による」としています。説明は以上です。

教育長 本件について、何か質疑がありますか。

末信委員 通学の日数ないし通学方法ですが、保護者が学校長へ申請し、学校長がまとめる形になるのでしょうか。例えば汽車で行くような申請内容を実際には保護者が車で送迎していたら、その確認は学校が行うという事で良いのでしょうか。

教育総務課長 基本的には学校を通じての申請になります。予めクラブ通学の方法について学校へ届け出をし、学校はその通学日数を確認しとりまとめたものを市教委へ請求する形になります。実際に届け出た内容、通学方法が異なる場合もあるかもしれませんが、その都度今日は何で通学したのかを確認する事は困難ですので、保護者の申請により対応するよう考えています。

教育長 その他どうでしょうか。

委員 (「ありません」の声あり)

教育長 議案第64号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

教育長 賛成全員ですので議案第64号は決定されました。

#### 日程第4 議案第65号 庄原市指定文化財の指定について

教育長 議案第65号「庄原市指定文化財の指定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第 65 号 庄原市指定文化財の指定について説明します。提案理由は、庄原市指定文化財を指定することについて、教育委員会の承認を求めるものです。本件は口和町の黒岩城址保存会からの申請があり、教育委員会から文化財保護審議会へ諮問し「指定することが適当である」との審査結果を受けて、庄原市文化財保護条例第 15 条第 2 項の規定により、建議のあった庄原市指定文化財として指定することについて、教育委員会の承認を求めようとするものです。

これらは明応 8 年西暦 1499 年の制作とみなしてよいものと思われるとありますが、そうだとするとこの作品は室町時代のものという事になります。これだけの仏像がこういう形で残っているのは全国でも非常に珍しいという事で、文化財保護審議会の建議は「指定することが適当である」との見解でした。

この物件の所在地は庄原市口和町大月 223 番地 黒岩城収蔵庫で、所有者及び管理者は黒岩城址保存会 庄原市口和町大月 103-3 会長 兵間忠則氏です。この度指定になりますと庄原市の有形文化財件数は 88 件、総数 245 件になります。以上、難しい説明となりましたが、ご審議の上承認くださいますようお願いいたします。

教育長 本件について、何か質疑がありますでしょうか。

末信委員 これが保存されている黒岩城資料収蔵庫は、どこにその様な施設があるのですか。

生涯学習課長 収蔵庫と言いますか、旧口和町時代に施設が作られていたのですが、セキュリティーの問題があり、実際には三次市の県立三次歴史民俗資料館・風土記の丘で仮保管されています。今回指定となると今後どう管理するのか再検討しなければいけません。実際に黒岩城址収蔵庫は小さい建物ですが管理者が常駐している訳ではなく、そこにあると間違いなく盗難に遭う恐れがありますので、今後どうやって管理をするのかは所有者と協議していかなければならない状況です。

末信委員 黒岩城跡は大月の道の側とかその近辺にあるのですか。

生涯学習課長 申し訳ありません、私も実際に現地に行った事がなく、詳しく説明できません。

末信委員 わかりました。

立花委員 そこには何か他に収蔵されている物があるのですか、建物だけあるのですか。

生涯学習課長 他に収蔵している物はないとの事です。

教育長 その他どうでしょうか。

委員 (「ありません」の声あり)

教育長 議案第 65 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

教育長 賛成全員ですので議案第 65 号は決定されました。

#### 日程第 5 議案第 66 号 平成 30 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について (非公開)

#### 日程第 6 個別報告及び協議事項

教育長 日程第 6 個別報告及び協議事項に移ります。担当課から説明をお願いします。

教育総務課長 庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画案について報告します。

前回の教育委員会議以降、2回の議会全員協議会が開催されました。その他12月市議会定例会の一般質問でも多数質問が出ている状況です。計画案は今まで提示したものと大きく変わってはいませんが、議員からの質問や意見などについて報告をさせていただき、委員からご意見などを聞かせていただければと思います。

まず谷口議員から「市が進める定住促進や地域づくりなどの施策に相反するのではないか」「この計画は市長部局との協議等を行ってきたのか、協議はどういう内容だったのか」などの質問、意見がありました。

岩山議員からは「この計画は市民の意見が反映されていないのではないか」との質問がありましたが、これは「学校適正配置検討委員会を立ち上げて協議いただき、提言を伺っています」と回答しましたが、その他この委員会の構成や協議内容なども質問されました。赤木議員からは「この学校適正配置により通学時間が長くなり、児童生徒の負担や学習やクラブ活動の時間に影響するのではないか」「広島県が進める高等学校の統廃合へも影響するのではないか」との意見もありました。また「今回の適正配置によって既存の学校施設で対応ができるのか」「計画を進める上で寄宿舎等も必要ではないのか」という施設に関する意見等も伺いました。

宇江田議員からは「案の段階で議会へ示すのはおかしいのではないか。教育委員会が独立機関として機能しなくなるのではないか」との厳しい意見もありました。

次に、11月24日での議会全員協議会での場では、計画には各校の通学距離や通学時間を資料として提示したのですが、五島議員より一部実態とは違うのではないかと資料の信憑性について指摘を受けました。この資料は各学校から提出を受けたデータを基に作成したのですが、口南小学校からのデータに誤りがあった事が判明しました。これは訂正させていただくのですが、再度データの精査をしたいと考えているところです。

門協議員からは「この計画は財政的な課題によるものなのか、子供達の学習環境づくりを目的としたものか」という質問ですが、あくまでも教育環境づくりのための計画であると説明しています。また「小中学校がなくなることで地域への影響・地域力の減少・地域の結束力の低下に繋がることを考慮されたのか」という質問には、「あくまでも教育環境の充実のために進めていくもので、ご理解・ご支援をいただきたい」との説明をしています。

福山議員は「人数的には少人数でも頑張っている学校が、統廃合に合意しなくなった場合に、この計画は停止されるのか」との質問があり、「関係者に対して粘り強く丁寧に説明をし、理解をいただきたい」という事で、計画通りに進めて行きたいという回答をしています。

宇江田議員は「計画が予定通り進んだ中での財政面での影響額の試算をしたのか」との質問でした。実際には試算はしたのですが、将来的に補助金や交付税等は国の方針で随時変更されますので、回答は若干歳出が増える見込みという説明をしましたが、「その辺もよく考慮したうえで統廃合を進めるように」との議員の意見でした。

岩山議員はとにかく反対の方向で厳しい意見を出され、「保護者や地域の意見を

よく聞いたうえで計画を作り教育委員会に諮るべき」、「県内の他市町がこの様な取り組みを行っているのか、三次市では行っていないではないか」と意見されましたが、「三次市も同様の計画を策定して進められているが、実際は殆ど進んでいない」と説明したところです。

政野議員からは教育委員会議、学校適正配置検討委員会、総合教育会議の関連性、それぞれの位置づけについての質問と、「過去の学校適正配置計画の実施後の学校や地域への影響についてこの検討委員会で検証されたのか」との質問もありました。具体的には平成 21 年度に小奴可中学校が東城中学校に統合した際に、小奴可地域でも地域懇談会が行われていたのが今は東城中学校 1 箇所だけとなり、その結果小奴可地域からは参加者がいなくなっているとの事で、この事への対応策などをこの計画には記載しないのかという意見でした。これについては後日各校へ実態調査を行いました。実際には各校でまちまちである事が判り、これは今後の検討課題ということになります。

再度五島議員から「庄原中学校や庄原小学校が今回建て替えになったが、これは学校統廃合を見据えた事業だったのか」「学校適正配置を進めていくと教室が不足する学校が出てくる可能性があるのではないか」「計画案にあるグループ分けの根拠やスケジュールについても一部見直したらどうか」、さらに「中学校は旧市町を越えた統廃合となっているが、教育委員会ではどの様に協議・検討されたのか」という質問や意見がありました。

横路議員は「示された 3 年間で保護者や地域が統廃合に同意しなかった場合は、計画は停止になるのか」との質問で、福山議員も同様の質問をされましたが、これらは「保護者や地域の方々へ丁寧に説明をしてご理解をいただいて進めていくが、3 年間で同意に至らず統廃合ができなかったとしても中止するものではなく、その後も引き続き丁寧に説明して理解を求めていく」との説明をしています。

再度岩山議員から「小さい子供がスクールバスに揺られて 1 時間半通学するのが問題ではないのか。近くで勉強することもできず、クラブ活動も一切できなくなる。その辺も考慮してこの計画を作られたのか」と、一貫して通学時間や通学距離について意見されました。多分比和地域をイメージされての意見だと思いますが、一番遠い所になると 1 時間半程度の通学時間になる子もいて、その間は勉強もできなくなり色んな負担が子供にかかるという事です。これらは「計画書にある様に概ね 1 時間以内の通学となるよう、様々な通学手段等に対応していく」と回答しています。

門脇議員からは「市内に 4 つの高校があるが小規模校ということで統廃合の危機があり高校存続に努力しているが、市が適正配置を進めていくとこちらに悪影響が出るのではないか」との意見でした。これは「県立高校で学校の種類からも全く考え方が異なるので影響はない」と回答しています。

五島議員からは「特別に支援を要する子供達にとって、統廃合がどのような影響が出るのか」との質問でしたが、教室が不足したり色んな意味での影響が出るのではないかという意見でした。これについては「十分に配慮していかななくてはならない

部分だと考えている」と回答しています。

田邊議員は「高野から口和へ通学するのは現実に難しく、特に降雪時には除雪等の関係もありかなり厳しいのではないか」、「通学は松江道を走行する事を考えているがこれも問題ではないのか」、さらに「もし統廃合をしていくと庄原市内への進学を諦めて三次市にできる中高一貫校等に行く生徒も出るのではないか。この辺も含めて慎重に中学校の統廃合について検討していただきたい」との意見でした。

以上、かなりの意見や質問等が出た事について、ご承知いただければと思います。

教育長

次に、登録有形文化財瀧口家住宅について、担当課より説明をお願いします。

生涯学習課長

登録有形文化財瀧口家住宅について報告します。この件は以前の教育委員会議でも報告させていただきましたが、庄原市春田町にある瀧口家住宅の所有者から、国の登録有形文化財に登録して欲しいと要望がありました。この登録有形文化財とは何かと言いますと、有形文化財で建物が非常に歴史的に重要であるというものが重要文化財等に指定になる訳で、例えば法隆寺の五重塔や金閣寺とかになります。逆に明治初期から大正位にかけて洋風、近代的な建築物や洋風と和風がミックスした建築物が建てられましたが、昭和の後半から平成になる間に建て替え等で貴重な建築物が消失している実態があり、それらも保護・保存していく必要があるのではないかと議論が各地で起こりました。

重要文化財は基本的に中身を変えたり改修するには様々な制約がかかるため、改築は勿論、建物内の機能を近代化するのも簡単にはできなくなります。登録有形文化財制度は平成8年度に誕生したもので少し規制を緩和しており、建築50年以上経過して尚且つ国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないもの、これら3つの条件を満たしたものを登録することにより、一定の規制はありますが必要であれば修繕や改修等はできます。

市内には他に東城町の山本ロックマシンの建築物、昔の神竜橋、昔の紅葉橋、そして三楽荘、この3ヶ所の建物計14形が登録されています。今回申請した瀧口邸の場所は峰田小学校の斜め向かい側にあり、明治35年に当時診療所として建てられたもので、加えて少し時間をかけて母屋とかを増築されたものです。全部で9棟申請をしており、内訳は長屋門と主屋からなる診療所、母屋、お客様をもてなす客殿、納戸、土蔵、納屋、木小屋、土塀などが対象です。専門家に見ていただきましたが、特に明治時代の診療所の形式をそのまま残しているということ、建物そのものがとても大きなもので、客殿と勝手口、住民の居住区と客人の動線を完全に分けてあるのが歴史的にも非常に価値があるのではないかという意見があり、市教委としても専門家の所見を経て県教委を通して文化庁へ申達したものです。その後本年11月16日に国の文化審議会から文部科学大臣に登録有形文化財の答申があり、文科省から県教委を通して市に今回登録有形文化財の登録認定について報告がありました。その中にはこの瀧口邸も含まれており、登録の答申がされたとの報告を受けました。

今後の予定としては、来年2月頃に国の登録原簿に掲載され、3月に指定を受けた銅版が所有者へ届きます。これをもって4月以降で市の登録有形文化財の手続き

が完了します。既に3箇所の登録有形文化財が指定されており、これで市では4件目、合計23件の建物、建造物が登録有形文化財となります。また、正式な通知が届きましたら報告させていただきたいと思います。

教育長

峰田小学校の斜め向かい側にある建物ですが、何か質疑がありますか。

横山委員

三楽荘の所有者は庄原市で、山本ロックマシンは会社の所有ですが、この瀧口邸の所有者はどなたになるのですか。

生涯学習課長

所有者は現在広島市内にお住まいの瀧口さんが所有されていますが、実際は峰田自治振興区といえますか、付近の地域住民の方が中心になって建物内の掃除や管理をされていると聞いています。

横山委員

公開はされてないのですか。

生涯学習課長

管理者に依頼されると公開も可能と聞いています。

教育長

峰田自治振興区の須澤区長と瀧口さんが合意のうえで地元住民による管理業務を行っている聞いていますが、いつでも行って中を見ることはできない様です。

生涯学習課長

管理者の意向としては歴史的にも貴重なものがあるとの意見をいただいたので、できれば子供達とかに見ていただきたいという事ですが、いつも開放する訳にはいきません。ですが申請があれば例えば学校の子供達が見学したいとかには対応したいとの事です。当文化財係に学芸員がいますので見学者への説明はできます。今後文化財としての活用を進めていきたいと考えていますが、民間人所有の物件ですので、どう維持管理をされるかは所有者に一任となります。

横山委員

東城から庄原へ行き来の度に瀧口邸前を通っていて、機会があれば1度見学させてもらえたらとずっと思っていました。

生涯学習課長

もし登録が完了しましたら見学する機会を作りたいと思いますし、是非建物内を見ていただきたいと思います。客人用の入口と住人用の入口が全く違いますし、こういう造りはなかなかなく、珍しいかと思います。

教育長

教育委員の皆さんには生涯学習課学芸員の説明付きで見学してもらいましょう。他にも山本ロックマシンや、半日かけてでも見学する機会があれば良いと思います。

生涯学習課長

これから降雪期ですので、すぐにとはならないかもしれませんが、必ず見ていただくように実現させたいと思います。日程などは調整させてください。

末信委員

山本ロックマシンは東城町の街中にある山本削岩機の事ですか。

生涯学習課長

東城支所から庄原方面に少し行くと古い学校みたいな建物ものが見えますが、これが社員寮でした。近くの交差点の左側に山本ロックマシンの工場があり、この第1工場と第2工場の建物と社員寮で使われていた部分や食堂で使われていた棟が、非常に近代的な建物ということで、昨年3月に登録有形文化財の指定を受けました。

教育長

山本ロックマシンの事を紹介するパンフレットがありますので、後ほど委員に提供します。以上をもちまして、第12回教育委員会を閉会します。

会議終了 午後3時31分